平成２８年（フ）第１２５８号
大阪府八尾市上尾町３丁目50番地の１　エクセル南野105号
債務者　島津　左知（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６２号
大阪市城東区鴫野東３丁目18番22号　メゾンドベルテＣ－２、前住所大阪市城東区鴫野西１丁目８番16号
債務者　戸島　夕紀
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３５号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下84番地１、従前の住所愛知県豊橋市下地町字北村100番地
債務者　山本由美子（旧姓下田・梅本）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２４２号
愛知県豊橋市西高師町字津森113番地の７
債務者　古里　令子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第３３号
愛知県豊川市国府町中道17番地の２　第３泉コーポ102号
債務者　黒木　紅里
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１９８号
静岡県藤枝市高柳２丁目１番32号　シティハイム高柳101号
債務者　神谷　和秀
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１１号
静岡市葵区建穂１丁目14番40号
債務者　森　美智子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月11日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第５８１号
札幌市西区宮の沢１条３丁目２番１―706号
破産者　齊藤　義博
1　主文　当裁判所が平成28年４月20日午前11時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「札幌市白石区菊水３条２丁目１番５―406号」とあるのを「札幌市西区宮の沢１条３丁目２番１―706号」と更正する。
2　決定年月日　平成28年５月９日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２４８号
愛知県豊橋市大村町字花次43番地
破産者　豊橋空調株式会社
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６０３号
最後の住所大阪府松原市天美北３丁目３番５号、開始決定時の住所大阪府松原市田井城２丁目２番２―1111号
破産者　被相続人亡水野芳夫相続財産
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１５６号
大阪府堺市中区深井中町613番地の４
破産者　備北環境開発有限会社
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６９４号
札幌市厚別区厚別東４条８丁目16番７―207号
破産者　煙山　幸子
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
青森県黒石市大字袋字上野128番地８
破産者　盛　　妙子
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１０３号
青森県弘前市大字大川字中桜川18番地10　グループホームサンタの家、旧住所青森県弘前市大字浜の町東２丁目２番地10
破産者　赤石　雅幸
法定代理人成年後見人　一般社団法人権利擁護あおい森ねっと
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部